



# 自動車購入資金貸付申込要領

自動車貸付は一人1件（1台）です。現在償還中の自動車貸付がある場合は、新たな貸付を受けることはできません。（新たに申込み場合は前回貸付分を一括償還してください。）

※「貸付申込要領（共通版）」も併せてお読みください。

目次	1 貸付対象	..... P1～2
	2 貸付額・貸付利率	..... P2～3
	3 申込手続	..... P3～4
	4 貸付日	..... P4
	5 償還	..... P5
	6 完了届	..... P5

## 1 貸付対象

### (1) 組合員自身が所有し使用するため、組合員自身が購入する自動車であること。

- ※ 組合員(申込者)自身が車検証上の所有者及び使用者となること ただし、自動車ローン等を利用することを申込み時に申告している場合に限り、所有者が販売店等のローン借入先であっても構いません。
- ※ 組合員(申込者)自身が契約の当事者(注文者)であること。
- ※ 貸付対象車両の台数は 1台 です。貸付申込み時現在、共済組合の自動車貸付を受けている場合は、申込みできません。既に自動車貸付を受けており、貸付月までに完済していない場合は、貸付申込み時までに前回貸付の残元利金の一括償還を済ませて、貸付申込時に一括償還した領収書または振込依頼書等の控えをご提示ください。

### (2) 車検登録または名義変更前の申込みであること。（購入予定車両が組合員名義でないこと。）

- ※ 貸付申込み時点(共済組合の受付日)で、すでに組合員(申込者)名義で車検上の登録がなされている場合は、申込みできません。必ず申込み前に車検登録予定日を販売店等に確認し、申込書に予定日を記入してください。

(3) 自家用の普通・小型・軽自動車及び 250cc を超える自動 2 輪車(車検があるもの)で、  
下表にあげる車体形状及び条件を満たすもの。

※ ヘルメットなどの別売用品は貸付の対象外ですが、カーオーディオやカーナビ等の  
オプションは対象となります。

※ 「キャンピングカー」「軽二輪・原付(車検がないもの)」は貸付の対象外です。

貸付対象の車体形状	箱型、幌型、ステーションワゴン、ボンネット、 キャブオーバーバン、ピックアップ、オートバイ
用途が「貨物」の場合	最大積載量が 1 トン未満
自家用又は事業用の別	自家用に限ります。
購入先	夫婦間や同居する親族間以外

## 2 貸付額・貸付利率

### (1) 貸付額

貸付限度額	<b>上限 200 万円</b> ※申込み時の給料月額(本俸)の 6 か月分に相当する金額
貸付の対象となる費用	契約金額から自己資金、自動車ローン借入額、割賦手数料、下取り価格及びヘルメット等の用品代を除いた金額

上記の額の範囲内で必要な額を 1 万円単位で貸し付けます。

(注)共済組合から他の貸付を受けている場合は、限度額まで貸付できないことがあります。

敷金貸付を受けている場合	敷金貸付の残額と自動車貸付の申込額の合計額が、申込み時の給料月額(本俸)の 6 か月分に相当する金額を超えることはできません。(上限 200 万円)
住宅貸付(災害貸付)を受けている場合	住宅貸付(災害貸付)の残額と自動車貸付の申込額の合計が、住宅貸付(災害貸付)の限度額を超えることはできません。
特別貸付(入学・修学)を受けている場合	特別貸付の残額と普通貸付の残額及び申込額の合計が、住宅貸付の限度額を超えることはできません。

また、すべての貸付残額及び自動車貸付の申込額の合計が貸付可能額又は最低保障額のいずれか高い額を超えることはできません。

## (2) 貸付利率

年利（変動金利）1.26%です。

## 3 申込手続

自動車の注文書または契約書を取り交わした日から、車検登録(名義変更)が完了する日までに、以下の書類を共済組合へご提出ください。（窓口持込の他、庁内メール可）

必要書類	説明
普通貸付申込書(自動車)【様式第2号】	共済組合所定。
申立書兼同意書【様式第20号】	共済組合所定。※自署または記名押印をお願いします。
借入金明細申告書【様式第21号】	共済組合所定。
借入金明細申告書に記載した借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類	(例) ※いずれもコピー可 ・住宅ローン申込書 ・融資決定通知書 ・償還表
借用証書【様式第5号】	共済組合所定。住所は自宅住所(通称名は不可)を記入し、実印を押印してください。※訂正不可
売買契約書(写) または注文書(写) ※見積書は不可	契約・注文内容を確認します。売買契約書または注文書(見積書不可)いずれの場合も、購入者(借受者)の記名・押印または自署が必要です。コピーは鮮明にお願いします。
印鑑証明書	申込日前3ヶ月以内に発行された最新の住所のものを提出してください。
その他	・自動車貸付を償還中の方が残額を一括償還して新たに自動車貸付を申込み

	<p>場合は、一括償還の領収書の写しが必要です。キャッシュコーナーでの振込みの場合は振込明細書でも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査上必要な場合は、別に書類の提出を求める場合があります。</li> </ul>
--	---

※ 共済組合所定の様式は職員ポータル→FINE→「人事・旅費・福利厚生」「福利厚生」→「共済」の「共済様式集」または共済組合のホームページから印刷できます。

※ 書類に不備があると受付できませんのでご注意ください。

## 4 貸付日

申込みは随時受付けていますが、貸付日は下表のとおりです。

(※金融機関休業日の場合は、その直前の営業日)

共済組合の受付日	貸付日
1日～10日	当月の20日
11日～20日	当月の30日（2月は28日）
21日～月末	翌月の10日

### ※注意※

貸付日から10日以内に「完了届」と「借受人名義で登録された車検証(写)」を提出する必要がありますので、期限内に提出できるように貸付日を設定してください。

(納車が貸付日から10日を超える事が見込まれる場合は、受付できません。)

貸付決定後、貸付決定通知書と個別償還明細表及び自動車購入資金完了届を送付しますので、内容をご確認ください。

※あわせて、借受人の所属長にも貸付決定の通知を行います。

## 5 償還

償還は、貸付月の翌月から給与天引きによる元利均等償還となります。

償還回数は 120 回以内（任期に定めのある職員は、貸付月の翌月から任期または雇用期間の終了する月までの月数以内）で、希望する償還回数を申込み時に申し出てください。

### 賞与併用償還

貸付額が 100 万円以上の場合は、賞与(6 月と 12 月)併用償還をすることができます。

賞与分の償還額は、50 万円以上かつ貸付額全体の 1/2 以下の金額で、1 万円単位です。

賞与分の償還期間は、給与償還と同時またはそれ以前に終了するように設定してください。

### 給与や賞与から控除できなかった場合

給与又は賞与の一部もしくは全部が支給されないなどの事情により償還金の控除ができなかった場合は、納付書を送付しますので、指定日までに金融機関で納入してください。なお、振込手数料は自己負担です。

※育児休業や介護休暇の承認期間中については、申出によりその期間中の償還を猶予できます。詳細は貸付申込要領（共通版）の償還の項目をご確認ください。

### 退職した場合

退職時に未償還元利金がある場合は、退職手当等から控除します。

退職手当で控除しきれない場合は、控除した額との差額を納付書で納入していただきます。振込手数料は自己負担です。

## 6 完了届

貸付決定通知書と一緒に送付する「自動車購入資金完了届」に借受人名義となった車検証(写)を添付して、必ず貸付日から 10 日以内に共済組合に提出してください。

※ 期限内に提出がない場合は即時償還となることがあります。